

そこが知りたい

市議会

Q & A

Q 議員の義務とは。

A 主なものとして

(1) 会議に出席する義務

理由なく欠席することは、議員たる身分を自ら放棄し、その職務を果たさないことになる。

ただし、事故のため出席できないときは、その理由を付け、開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。

(2) 常任委員就任の義務

(3) 規律を守る義務

議員は、規律を尊重し、議会の秩序維持に努める義務がある。

(4) 秘密保持の義務

Q 議員の兼業禁止とはなんですか。

A 議員は議員職の他に仕事をすることは可能ですが、当該市に対して請負をし、又は請負をする法人の役員になることができません。

これが議員の兼業禁止制度です。

Q どうしてこのような制度があるのですか。

A 住民の代表者である議員が市と特殊な関係をもつことによる不祥事を未然に防止し、市の事務執行の客観的公平さを担保しようとするためです。

Q 具体的にはどういうことが禁止されているのですか。

A 法で禁止されているのは、当該市に対し請負をする者及びその支配人になることや、主としてこれらの請負をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役またはこれに準ずべきもの、支配人及び清算人になることが禁止されています。

Q もし、違反したらどうなりますか。

A 違反したかどうかは議会で決定することになっており、違反であることが議会で議決されれば、当該議員はその身分を失います。

編集後記

今年はずみ年、十二支の始まりの年でもあり令和になって初めての正月でもありました。

そして、いよいよ夏には東京オリンピックが開催され、大きな経済効果も期待されていますが、平成の大合併を選択したにも関わらず、人口減少に歯止めをかけることが出来ずに喘いでいる私たちのところまでその恩恵もたらされることを願わずにいられません。

私たち広報委員は議会活動を市民の皆様に分かりやすくお伝えするため研修を行うなどしながら「議会だより」の編集作業に取り組んでいます。これからも広報委員一同初心にかえり皆様の手に取って頂ける、分かりやすく親しんで頂ける「議会だより」づくりに取り組んで参ります。是非、皆様のご意見やお気づきの点などをおよせください。

議会広報編集特別委員会 副委員長 金子 憲太郎

議会の傍聴
しましよ!!
次回の定例会は
2月20日開会の
予定です。

南島原市議会は市民の皆様のお越しをお待ちしています。詳しくは議会事務局へお尋ねください。

電話 0957-73-6611

議会広報 編集特別委員会

委員長 隈部 和久
副委員長 金子憲太郎
委員 中村 哲康
委員 田中 次廣
委員 松永 忠次
委員 井上 末喜

【発行責任者】

議長 林田 久富



この南島原市議会だよりは環境にやさしい「再生紙」と「植物性大豆油インキ」を使用しています。

※議会だよりに、ご意見、ご感想がありましたら、議会事務局「議会だより」係までお願いします。
〒859-2202 南島原市有家町山川58番地 ☎0957-73-6611
メールアドレス:gikai@city.minamishimabara.lg.jp